

# 平鹿地域県管理河川減災計画 取組方針

平成30年3月14日

平鹿地域県管理河川減災対策協議会

## 目次

1	はじめに.....	1
2	本協議会の構成員.....	2
3	平鹿地域の概要.....	3
4	現状での取組状況.....	4
5	減災のための目標.....	12
6	概ね 5 年で実施する取組.....	13
7	フォローアップ.....	16

## 1 はじめに

平成27年9月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失、広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。これに住民避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほど多数の孤立者が発生するなど甚大な被害となりました。

こうした背景から、平成27年12月に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されたことを踏まえ、国土交通省では施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会再構築ビジョン」を取りまとめました。

直轄河川については、国や沿川市町村等と協働で減災対策協議会を設立し、目標や取組方針を決定したところです。

そのような中、平成28年8月の台風10号では岩手県小本川が氾濫し、小本川沿川の高齢者福祉施設で9名の死者が出る被害が発生しました。

これらを踏まえ、県管理河川においても「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組の加速が求められる中、秋田県では河川管理者、市町村などの関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、平鹿地域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に「平鹿地域県管理河川における減災対策協議会」（以下、「本協議会」という。）を平成29年6月26日に設立しました。

本協議会では、「現状の水害リスク情報」や「市町村が行う円滑かつ迅速な避難の取組」、「的確な水防活動等の取組」など各取組状況の情報を共有し、円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために地域の取組方針を作成し、共有することとします。

また、県内の一級河川、二級河川における水防災意識社会再構築ビジョンに基づく減災対策協議会や横手市、大仙市、美郷町とも情報共有していきます。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取組、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととします。

## 2 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおり。

参加機関	構成員
横手市	市長
大仙市	市長
美郷町	町長
秋田県地方気象台	台長
秋田県平鹿地域振興局	局長
秋田県平鹿地域振興局総務企画部	部長
秋田県平鹿地域振興局建設部	部長

本協議会のアドバイザーは以下のとおり。

参加機関
国土交通省東北地方整備局河川部
国土交通省東北地方整備局湯沢河川国道事務所
秋田県総務部総合防災課
秋田県建設部河川砂防課

本協議会の幹事会参加機関及び構成員は以下のとおり。

参加機関	構成員
横手市総務部危機管理課	課長
大仙市総務部総合防災課	課長
美郷町住民生活課	課長
秋田地方気象台	防災管理官
秋田県平鹿地域振興局総務企画部地域企画課	課長
秋田県平鹿地域振興局建設部保全・環境課	課長
秋田県仙北地域振興局建設部保全・環境課	課長

### 3 平鹿地域の概要

本協議会では、平鹿地域の県管理河川を対象に減災対策に取り組めます。

平鹿地域は、秋田県の南東部、東の奥羽山脈と西の出羽丘陵に囲まれた横手盆地の中央に位置し、南北に雄物川の豊かな清流が流れ、水田を主体とする肥沃な耕地が形成されています。総面積は 692.8km<sup>2</sup>と県全体の約 6%を占め、その内訳は耕地 25%、宅地 4.3%、山林 55.4%等となっています。また冬季は最大積雪深が山間部で 2m以上にも及び、県内でも有数の豪雪地帯となっています。

なお、平成 17 年 10 月 1 日に管内の 1 市 5 町 2 村（横手市、増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村、大雄村）が合併し、現在の横手市に至っています。

平鹿地域における県管理河川は、雄物川水系横手川や楯岡川など 22 河川、管理延長約 162km であり、このうち水位周知河川は 1 河川、非水位周知河川は 21 河川です。

#### 【平鹿地域における県管理河川(水位周知河川)】

No.	河川名	管理延長 (km) ※	備考
1	雄物川水系横手川	42.6	仙北 2.6km、平鹿 40.0km

#### 【平鹿地域における県管理河川(非水位周知河川)】

No.	河川名	管理延長 (km) ※	No.	河川名	管理延長 (km) ※
1	雄物川水系楯岡川	5.0	12	雄物川水系武道川	5.0
2	雄物川水系厨川	1.2	13	雄物川水系大納川	5.1
3	雄物川水系中ノ目川	2.0	14	雄物川水系上溝川	12.3
4	雄物川水系横手大戸川	7.0	15	雄物川水系七滝川	6.8
5	雄物川水系頭無川	8.0	16	雄物川水系上法寺川	3.4
6	雄物川水系皿川	3.8	17	雄物川水系地竹川	5.5
7	雄物川水系横手杉沢川	4.4	18	雄物川水系皆瀬川	1.6
8	雄物川水系山内黒沢川	17.0	19	雄物川水系成瀬川	5.5
9	雄物川水系岩の目沢川	3.3	20	雄物川水系狙半内川	8.5
10	雄物川水系松川	12.0	21	子吉川水系坂部川	3.6
11	雄物川水系大倉沢	1.0			

※ 第 1 回協議会資料 4「対象延長」より

#### 4 現状での取組状況

平鹿地域における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した。概要としては以下のとおりである。

##### ① 避難勧告等の発令者としての現状と課題

項目	現状○と課題●
A.避難勧告 経験の有無	<p><b>【避難勧告経験の確認と整理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難準備情報、避難勧告、避難指示等の発令経験は、あり (3/3)</li> <li>○発令の手段は、情報系－防災ラジオ・メール・防災行政無線・Lアラート・市ホームページ・県総合防災システム、伝達系－広報車・個別電話連絡など。</li> <li>○発令時の遅れは、なかった (3/3)</li> </ul> <p><b>【経験を踏まえて得られた課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○発令時の反省点は、他のツールでも伝達できればよかった (1/3)、防災メールの配信に時間を要する (1/3)。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>●(A1)避難勧告等の発令基準の妥当性については、常に課題とすべき</li> <li>●(A2)全てのツールを使った伝達手段の検討</li> <li>●(A3)現行システムの更新</li> <li>●(A4)防災メールの配信時間の短縮</li> </ul>
B.体制の確保	<p><b>【防災体制の状況の確認と整理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○水災害の局面に応じた非常時業務の整理は、できている (3/3)。</li> <li>○上記業務に応じた具体的動員体制について、水防活動体制を定めている (3/3)。</li> <li>○具体的体制に移行する動員基準は、定められている (3/3)。</li> <li>○実施体制を構築する動員体制について、参集場所、各種防災機関の連絡先、事務分掌が整理されている(3/3)。</li> <li>○長期化大規模化に応じた業務の整理については、他市町村からの災害協定に基づく支援 (1/3)／業務継続計画の策定 (他団体との連携、協力) (2/3)</li> <li>○長期化大規模化に応じた持続可能な動員体制については、通常業務を行いながら、数週間にわたるような動員はできない(1/3)、業務継続計画の策定 (他団体との連携、協力) (2/3)</li> <li>○長期化大規模化に移行する動員基準については、長期化・大規模化したら職員だけでは対応が不可能。国・県のほか、民間業者等の支援が必要だと思うが、具体の基準はない (2/3)、計画はできている (1/3)。</li> <li>○動員を確実に実行する体制については、配備体制が決められており、確実な動員が見込める (3/3)</li> <li>○災害対策本部を立ち上げる基準については、基準がある (2/3)／基準はなくケースがケースで対応 (1/3)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>●(B1)長期化大規模化時の具体的な体制の検討</li> <li>●(B2)定期的に演習はしているが人事異動等で新規配属となった場合の対応</li> </ul> <p><b>【沿江市町村が複数にわたる場合、河川単位で見た体制の有無を整理】</b></p> <p>—</p>

<p>B.体制の確保</p>	<p><b>【水害発生時や洪水発生時等における住民からの問合せ状況の確認と整理】</b>  ○住民問合せあり(1/3 H29.7月大雨災害時) / なし(2/3)  ○住民問合せ内容は、避難指示等の発令区域に自宅が含まれるか否か、など。</p> <p><b>【住民対応の体制の確認と整理】</b>  ○住民問合せ対応は、担当課や災害対策本部で対応(3/3)。  ○問合わせ対応の一元化はできている(2/3) / できていない(1/3)。  ○問合せ内容の整理の工夫は、情報共有し対応(1/3)、記録・集約を行うなどの工夫(1/3)、特に工夫なし(1/3)  ○住民問合せの急激な増加に対しては、人数・回線数が限られており、災害時は限界がある(2/3) / 対策本部への情報集約徹底で対応(1/3)  ○住民問合せから有益な情報を取得し、伝達する仕組みはできている(1/3)、できていない(2/3)。  ○大事な問合せや情報の見逃し防止に関し、出来るだけ全ての問合せに対応(1/3)、詳細の集約と共有で対応(2/3)</p> <p>●(B3)住民問合せ内容の一元化や情報の共有化  ●(B4)住民問合せの急激な増加への対応</p> <p><b>【マスコミ対応の体制の確認と整理】</b>  ○マスコミ問合せあり(3/3)  ○マスコミ問合せ内容は、H29.7月大雨災害時、災害発生時、訓練等事業実施時、避難情報の発信エリア、など。  ○マスコミ問合せ対応は、対応が決まっている事項については担当者が直接回答するが、基本的には管理監・課長が対応(2/3) / 対策本部で一元管理(1/3)  ○マスコミ問合せ内容の整理は、災害発生時は、対策本部会議資料を作成するので「基本的な情報」は整理できている。  ○マスコミ問合せ対応者は、管理監・課長(2/3) / 対策本部の担当者(1/3)</p>
<p>C.現在の避難勧告等基準</p>	<p><b>【避難勧告基準に関する現況の確認と整理】</b>  ○現在の避難勧告等の発令は、地域防災計画、水防計画の基準に基づき発令されている(3/3)。  ○現在の避難勧告等の発令基準よりもっと確実性が高い指標があれば利用したい(3/3)。  ○現在の避難勧告等の発令基準では、雨の降り方、水位の上昇速度に左右され、逃げ遅れがないとは言えない(2/3)、わからない(1/3)。</p> <p>●(C1)避難勧告等の発令基準の妥当性については、常に課題とすべきである。  ●(C2)より高精度の水位見込み情報、小河川の水位上昇情報など、避難勧告を判断するための情報がほしい。</p> <p><b>【避難実行に関する意識の確認と整理】</b>  ○避難勧告等の発令に対する心理的敷居の高さについて、想定が難しい場合もあり市民の日常生活に支障が出るため心理的敷居がないとはいえない(1/3)、空振りをおそれない発令が必要と認識(1/3)、ない(水防計画等により機械的に発令、1/3)。</p>

C. 現在の避難勧告等基準	<p><b>【避難実行を行使する際の課題の確認と整理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●(C3)避難実行に関し、避難判断の基準・マニュアルを公表していないため住民周知がなされていない。</li> <li>●(C4)避難情報の言葉の意味が住民に理解されていない。</li> </ul>
D. 情報の入手方法と判断の根拠	<p><b>【情報収集に関する理解度の確認と整理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○収集すべき情報については、河川の水位情報、降雨の見込み等については、気象庁の防災情報提供システム等を活用、県の観測雨量・水位の情報等を秋田県河川砂防情報システムで入手している。また、水防計画書に記載している (3/3)。</li> <li>○収集した情報については、避難勧告等発令の判断に用いることを、「市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に定め、何の判断に用いるのか整理できている (3/3)。</li> <li>●(D1)振興局建設部からの情報伝達手段について（現在はFAXであり即時性に欠ける。電話による着信確認も災害時には対応できない。）</li> </ul> <p><b>【収集した情報の活用方法の理解度の確認と整理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○入手した情報は、時系列でホワイトボードに書き込み周知をしている (3/3)。</li> <li>○対応者の習熟度については、災害時に雨量情報等、時間ごとにホワイトボードに記載するようにして、対応の流れがわかるよう工夫 (1/3)/研修の参加・実施 (2/3)をしている。</li> <li>○危険地域については、ハザードマップの作成等で確認している(3/3)。</li> <li>○外部からの情報提供の処理・伝達体制については、緊急連絡網による連絡体制 (1/3)/ホットラインの構築・運用 (1/3)/体制は整っているが、ネット情報により判断することがほとんど (1/3)。</li> <li>○水防団の待機・出動指示や現地状況把握については、できている (1/3) / 水防団待機水位に到達し県から水防警報が出ると、本部から水防団（消防団）へ待機指示が出る仕組みとなっている(2/3)。</li> <li>○住民問合せ内容の現地情報としての整理は、出来ていない (1/3)、ホワイトボードを活用して実施 (1/3)、できている (1/3)。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>●(D2)災害情報の迅速な視覚化（現地で起きている災害情報を、より迅速にわかりやすく地図などに示すことが必要。）</li> <li>●(D3)ホットライン等の構築・運用ならびにネットとの連携</li> <li>●(D4)住民問合せ内容の活用</li> </ul> <p><b>【避難実行の決定責任者としての自覚の確認・整理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○分析情報の責任者への速やかな伝達体制は、できている(3/3)。</li> <li>○責任者が避難勧告をためらうことはない (3/3)/空振りをおそれない発令が必要と認識 (1/3)</li> </ul>
E. 避難所設置の状況	<p><b>【避難所設置体制の確認と整理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○いつ避難所を設置するかは、ある(3/3)。</li> <li>○開所に要する時間は、発生から 30 分で開設(3/1)/時間の把握はできている (1/3)/おおよその時間は把握しているがデータ管理はしていない (1/3)。</li> <li>○速やかな開所については、日中かつ交通障害がなければ特に問題なくできると思うが、休日、夜間は担当者との連絡や開所に手間取ることもあった (1/3)/発令前に開所している(1/3)/できている(1/3)</li> <li>○避難所の安全確認や経路の安全確保などは、できている(3/3)/地域防災計画・HMに記載 (1/3)</li> </ul>



<p>E.避難所設置の状況</p>	<p>○大規模災害時などの隣接する市町村との避難所の連携は、出来ていない (1/3)／地域防災計画で規定(1/3)／災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書に基づく (1/3)</p> <p>●(E1)避難所の管理者と、迅速かつ連携した行動ができるよう検討する必要がある。</p> <p>●(E2)浸水想定区域内に位置する避難所がある。</p> <p>●(E3) 1次避難所で不足する場合に開設する2次避難所では、担当職員が不足する。</p>
<p>F.要配慮者施設への対応</p>	<p><b>【要配慮者施設対応体制の確認と整理】</b></p> <p>○要配慮者施設への伝達は、直接連絡、防災ラジオ、防災行政無線、登録制メール等にて実施 (3/3)／避難指示発令エリア内にある施設については個別に電話連絡を実施 (2/3)</p> <p>○要配慮者施設からの問合わせは、ある (3/3)。内容は、避難計画の策定、避難所の照会など。</p> <p>○要配慮者施設の状況確認は、福祉関係部局を通じ、要配慮者施設利用者数等を確認 (2/3)／避難確保計画の策定状況を把握 (1/3)</p> <p>○要配慮者施設への対応部署の別途設置については、福祉関係部局で対応すべき (2/3)、防災担当課と福祉担当課で連携して対応すべき (1/3)。</p> <p>○地域防災計画と避難確保計画の整合性について、避難確保計画の未策定施設があるため、今後計画作成を促す必要あり (1/3)／確認している (1/3)／確認していない (1/3)。</p> <p>○災害時の施設と自治体の責任分担は、施設内での行動や移動については施設管理者で行うものとするが、避難所での細かな対応については避難計画に反映させるべきだと思う (1/3)、施設の安全、避難行動は施設側に責任がある (1/3)／責任分担の整理はできている (1/3)。</p> <p>○要配慮者施設用の避難所については、施設の種類によっては別けた方が良い (2/3)／配置職員や適切な避難所施設には限りがあり、避難所を別ける検討の必要性は低い (1/3)。</p> <p>●(F1)各施設の避難確保計画の早急な作成、訓練実施の促進</p> <p>●(F2)要配慮者施設用の避難所の別途設置等</p>

※●後ろの ( ) 数字は課題番号

## ② 発令の伝達と住民のとらえ方

項目	現状○と課題●
G. 避難勧告を伝達する手段	<p><b>【避難行動実績の確認と整理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難勧告等を発令したときの避難状況は、約 5,500 人に対し避難者 280 人で伝達手段はLアラート(1/3)</li> <li>○H29.7月の大雨では最大時、10 箇所 7,118 世帯 19,429 人に避難勧告、11 箇所 8,217 世帯 21,661 人に避難指示を発令し、44 箇所 2,053 人が避難した。(1/3)</li> <li>○避難勧告等の発令時は町内全体で 83 世帯 202 人が避難。伝達手段は広報車巡回、職員による個別電話連絡、防災無線、緊急FMラジオ、システム。なお広報車巡回中に避難状況を確認した。(1/3)</li> </ul> <p><b>【避難勧告実施体制の確認と整理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●(G1)持っている伝達手段のフル活用の検討</li> <li>●(G2)避難拒否者への対応</li> </ul>
H. その伝達手段で情報は届くか	<p><b>【情報伝達手段と確実性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難勧告等の伝達手段は、防災ラジオ、防災行政無線、登録制メール、エリアメール、Lアラート、個別に電話、テレビ、緊急告知ラジオ、広報車の巡回と個別の避難の呼びかけ、など。</li> <li>○現在の伝達手段での情報伝達は、確実とは言えない(1/3)／届いている(1/3)／個別伝達も手段として確実に情報を届けている(1/3)</li> <li>○届いていない場合の改善方法は、地域での情報共有(1/3)、自主防災組織の充実(1/3)</li> <li>○避難情報発令時の、対象地域や現在・予測状況などの表現の工夫は、対象地域の絞り込み(1/3)、簡潔な表現(1/3)、確認しやすい表現(1/3)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>●(H1)避難勧告の確実な伝達手段の検討</li> <li>●(H2)避難情報発令時の表現の工夫</li> </ul> <p><b>【避難行動実績から得られた課題の確認と整理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難者が多く避難勧告等が有効だった原因は、集落のまとまりや地域の声掛け等(1/3)／情報伝達手段・自主防災組織(1/3)／広報車の巡回と声かけ、個別電話連絡(1/3)</li> <li>○避難者が少なく避難勧告等が有効でなかった原因は、水害の経験が無く、危機感がない(1/3)。</li> </ul> <p><b>【住民意識の把握状況(把握可能な範囲)の確認と整理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難勧告等による住民への危険意識は、人による(3/3)／テレビ等で緊急速報等を放送することにより危機感が高まるとされる(1/3)。</li> <li>○住民の危険意識は、世帯主による意識の違い、世帯主の判断が家族の危機意識に影響を及ぼしている(1/3)、人による(1/3)、緊張感が伝わるか否か(1/3)。</li> <li>○危険を意識したのに避難しない場合は、寝たきり、あるいは歩行困難な高齢者がいる場合(2/3)。</li> <li>○避難しない理由は、避難が困難なため(1/3)／経験から来る油断(1/3)</li> <li>○避難所での住民の声は、プライバシーの問題や落ち着かないなど(1/3)</li> </ul>

	<p><b>【避難実行を行使する際の課題の確認と整理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●(H3)伝達手段の拡充</li> <li>●(H4)消防団の巡回・広報活動による危機感の向上</li> <li>●(H5)避難行動要支援者への防災ラジオ貸与率の向上</li> <li>●(H6)自主防災組織率100%の達成</li> <li>●(H7)避難対象者が増加した場合の対応</li> <li>●(H8)要配慮者の避難体制の確保</li> </ul>
<p>I.避難勧告の有無とその理由</p>	<p><b>【避難勧告経験の確認と整理】</b></p> <p>○避難準備情報、避難勧告、避難指示等の発令経験は、あり (3/3)</p> <p>○発令の手段は、情報系ー防災ラジオ・メール・防災行政無線・Lアラート・市ホームページ・県総合防災システム、伝達系ー広報車・個別電話連絡など。</p> <p>○発令時の遅れは、なかった (3/3)</p> <p>○発令時の反省点は、他のツールでも伝達できればよかった (1/3)、防災メールの配信に時間を要する (1/3)。</p> <p><b>【経験を踏まえて得られた課題の確認と整理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●(I1)避難勧告等の発令基準の妥当性については、常に課題とすべき</li> <li>●(I2)全てのツールを使った伝達手段の検討</li> <li>●(I3)現行システムの更新</li> <li>●(I4)防災メールの配信時間の短縮</li> </ul>
<p>J.「空振りを恐れない」行動規範</p>	<p><b>【避難実行に関する意識の確認と整理】</b></p> <p>○「空振りを恐れない」について、そのとおりに思う (3/3)。</p> <p>○「見逃しは許されない」について、そのとおりに思う (3/3)。</p> <p><b>【避難実行を行使する際の課題の確認と整理】</b></p> <p>○「空振りを恐れない」に住民は、納得しない人もいると思う (1/3)、納得すると思う (2/3)。</p> <p>○「空振り」したことは、ない(3/3)。</p> <p>○「空振り」を住民がどう捉えるかについて、住民には万が一を考えた行動をしてもらいたい (1/3)、「空振り」してみないとわからない (1/3)。</p> <p><b>【避難勧告基準に関する要望の確認と整理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●(J1)市民が情報を待つのではなく、自ら収集して行動することが必要</li> </ul>

※●後ろの ( ) 数字は課題番号

### ③ 避難行動の平時の取組

項目	現状○と課題●
K.ハザードマップの表示方法と配布方法	<p><b>【ハザードマップの表示・配布に関する現状の確認と整理】</b></p> <p>○住民へのハザードマップ配布は、各戸配布（3/3）。ホームページでも掲載。</p> <p>●(K1)ハザードマップの確実な配布、周知</p>
L.ハザードマップの認知度	<p><b>【ハザードマップの表示・配布に関する課題】</b></p> <p>○ハザードマップの住民への認知について、認知されていると思うが、内容について把握しているかは不安なところ（1/3）/H29.7月の大雨により意識は高まると期待（1/3）/H21版のため意識は低下している（1/3）。</p> <p>●(L1)浸水情報等を解りやすく図面化し、周知する必要がある。</p>
M.訓練など平時の取組の実態	<p><b>【訓練など平時の取組に関する現況の確認と整理】</b></p> <p>○各地域単位で年数回実施（市で年3回、地域を選定し土砂災害訓練や大雨を想定した避難訓練、また冬期の避難訓練を実施）（1/3）</p> <p>○市及び市消防団主催の水防講習会、市職員等で編成する丸子川流域排水班を対象とした講習会、自主防災組織における訓練実施の支援（1/3）</p> <p>○自主防災組織ごとに訓練している場合もあるが、全てではない（1/3）</p> <p><b>【訓練など平時の取組に関する課題】</b></p> <p>●(M1)ハザードマップの周知、平時の取組強化</p> <p>●(M2)自主防災組織等による訓練の実施</p>

※●後ろの（ ）数字は課題番号

### ④ 河川管理者の課題

項目	現状○と課題●
N.河川管理者の課題	<p><b>【県管理河川に関する現況の確認と整理、課題】</b></p> <p>○河川管理者に対する課題は、護岸整備（1/3）/より精度の高い水位上昇を速やかに推定する仕組みづくり（1/3）/リエジンの設置（1/3）</p> <p><b>【水位周知河川への指定を希望する河川】</b></p> <p>○水位周知河川への指定希望河川は、上溝川（大森町）</p> <p>○水位計、雨量計の増設、見直し希望箇所は、成瀬川の安養寺水位観測所（水位変動が激しく観測地点の変更希望）</p> <p>●(N1)護岸整備等の河川改修、維持管理</p> <p>●(N2)関係機関で実績検討を行い、対策を考えていくことが必要</p> <p>●(N3)精度の高い水位上昇予測の伝達</p> <p>●(N4)情報提供時の県総合防災システムの利用（FAXの見直し）</p> <p>●(N5)リエジンの設置</p>

※●後ろの（ ）数字は課題番号

⑤ まとめ

項目	現状○と課題●
A.避難勧告経験の有無	○避難勧告の経験あり。情報伝達に時間を要した。また、避難勧告等の発令基準の妥当性が不確かである ●情報伝達手段、発令タイミングの改善など
B.体制の確保	○長期化大規模化への対応が難しい、体制確保の基準がない ●長期化大規模化への具体的な体制検討、災害対策本部設置基準等の検討 災害対応体制の検証整理
C.現在の避難勧告等基準	○雨の降り方、水位上昇速度により逃げ遅れの可能性がある。 ●降雨や水位に関するより精度の高い情報の収集・提供
D.情報の入手方法と判断の根拠	○情報伝達がFAXであり、電話での着信確認も対応が難しい。 ○ネットによる情報収集・判断が多い ●振興局建設部からの情報伝達手段の改善 ●ホットライン等の構築・運用ならびにネットとの連携
E.避難所設置の状況	○避難所設置体制は、おおむねできている。大規模災害時などの隣接する市町村との避難所の連携が難しい。 ●避難所の管理者と、迅速かつ連携した行動ができるよう検討
F.要配慮者施設への対応	○要配慮者施設から避難計画の策定、避難所の照会など問合せあり ●各施設の避難確保計画の早急な作成、訓練実施の促進、避難体制の確保等
G.避難勧告を伝達する手段	○避難勧告を発令した際に、避難者が少ない経験あり ●持っている伝達手段のフル活用の検討、避難拒否者への対応
H.その伝達手段で情報は届くか	○各種手段で伝達しているが、現在の情報伝達は、確実とは言えない ○避難勧告等が有効だった原因は、集落のまとまりや地域の声掛け、広報車の巡回、個別電話連絡等 ●避難情報の確実な伝達手段の検討、避難情報発令時の表現の工夫
I.避難勧告の有無とその理由	○避難勧告の経験あり。情報伝達に時間を要した。また、避難勧告等の発令基準の妥当性が不確かである ●情報伝達手段、発令タイミングの改善など
J.「空振りを恐れない」行動規範	○現時点では、空振りはしたことがない。 ●市民が情報を待つのではなく、自ら収集して行動することが必要
K.ハザードマップの表示方法と配布方法	○住民へのハザードマップ配布は各戸配布、ホームページでも掲載 ●ハザードマップの確実な配布、周知
L.ハザードマップの認知度	○ハザードマップの内容を把握できているかは難しい。 ●浸水情報等を解りやすく図面化し、周知する必要がある
M.訓練など平時の取組の実態	○各地域・自主防災組織による訓練の実施、市で年3回程度避難訓練を実施、市及び市消防団主催による水防講習会の実施 ●ハザードマップの周知、自主防災組織等による平時の取組の強化
N.河川管理者の課題	○河川整備、水位情報等の提供 ●河川改修・維持管理、水位上昇予測・情報基盤整備、等

## 5 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や水防活動等の対策を実施することで、各構成員が連携して平成 33 年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとします。

### 【5 年間で達成すべき目標】

平鹿地域の県管理河川は、山間部を流下する河川特有の流下型の氾濫と平野部における拡散型の氾濫といった河川特性をもち、近年頻発している集中豪雨により急激な水位上昇を生ずる恐れがあり、迅速な防災行動を求められることが想定される。今後発生しうる大規模水害から人命を守るため、『迅速かつ確実な避難を可能にする地域防災力の向上』を目標とする。

※大規模水害：想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害

上記目的の達成に向け、平鹿地域において、河川管理者が実施する河川改修等の洪水氾濫を未然に防ぐ対策に加え、以下の取組を実施します。

- ① 平鹿地域における特徴を踏まえた避難に関する取組
- ② 氾濫被害の軽減や避難時間確保のための水防や流域対策の取組
- ③ 地域防災力向上のための継続的な取組

## 6 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりとします。

### 1) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関は以下のとおりです。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
<b>■洪水氾濫を未然に防ぐ対策</b>			
・横手川の河川改修の継続実施	N1	引き続き 実施	秋田県
・上溝川の河川改修の実施	N1	H29年度 より実施	秋田県
<b>■危機管理型ハード対策</b>			
・横手川の計画的な州ざらいの実施	N1	引き続き 実施	秋田県
<b>■避難行動、水防活動に資する基盤等の整備</b>			
・水位計、雨量計及び情報収集・提供機器の更新・改良等	N3	引き続き 実施	秋田県

## 2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関は以下のとおりです。

### ① 円滑かつ迅速な避難行動のための取組

住民自らによる情報の収集、住民の避難行動に資するための情報発信等の不足が懸念されるため、住民の適切な避難行動に資するための取組として、以下のとおり実施します。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
<b>■情報伝達、避難計画等に関する取組</b>			
・秋田県と気象台、管内市町村のホットラインの見直し	A1~4 C1 D1,3	引き続き 実施	秋田県、気象台、横手市、大仙市、美郷町
・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善	A1~4 C1~4 D1~4 N4	H29年度から実施	秋田県、気象台、横手市、大仙市、美郷町
・水位計、雨量計の配置の見直しや増設	C2	引き続き 実施	秋田県
・水位周知河川の追加検討	N3	引き続き 実施	秋田県
・最大規模の降雨に対する洪水浸水想定区域の公表	K1 L1	県全体で H29年度から順次実施	秋田県
・新たな浸水想定に基づくハザードマップの作成	M1	H29年度から実施	横手市、大仙市、美郷町
・水位周知河川以外の河川の浸水実績の把握と周知	N2	引き続き 実施	秋田県、横手市、大仙市、美郷町
・実況雨量に基づく「簡易水位予測」（計算シート）の活用	N3	適宜実施	秋田県、横手市、大仙市、美郷町
・避難情報伝達手段の検討と整備	B1~4 G1,2 H1~8 I1~4 N5	引き続き 実施	横手市、大仙市、美郷町



■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組			
・ハザードマップ作成に向けたヒアリングや説明会、ハザードマップ完成時の周知の実施	K1、M1	引き続き実施	横手市、大仙市、美郷町
・小中学校等における防災教育や出前講座等を活用した説明会の実施	M1	引き続き実施	秋田県、横手市、大仙市、美郷町
・地域全体の防災力向上を図るため町内や自主防災組織等による訓練の実施	J1,M2	引き続き実施	秋田県、横手市、大仙市、美郷町

② 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間確保のための取組

水防団等との情報共有の不足や、要配慮者利用施設等の自衛水防への支援不足が懸念されるため、水防活動に関する情報共有や支援に資するための取組として、以下のとおり実施します。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■ 水防活動の効率化及び水防体制強化に関する取組			
・水害リスクの高い箇所の合同巡視の実施	M2	引き続き実施	秋田県、横手市、大仙市、美郷町
■ 要配慮者利用施設の自衛水防の推進に関する取組			
・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援	E1～3 F1,2	引き続き実施	秋田県、横手市、大仙市、美郷町

3) 取組の進め方

地域防災力向上のために、これらの取組を継続的に行うことで住民自らが災害や防災への興味・関心を高め、「自分の命は自分で守る」という主体的な姿勢を育み『災害から生き抜く力』を身に付け、さらには世代間の継承、災害に強い平鹿地域の文化を形成します。

## 7 フォローアップ

- 各機関の取組内容については、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要です。
- 原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直します。
- 今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直します。

## 平鹿地域県管理河川減災対策協議会規約 改定（案）

### （名称）

- 第1条 本会の名称は、「平鹿地域県管理河川減災対策協議会」（以下「協議会」）とする。
- なお、本協議会は水防法（昭和24年法律第193号・平成29年改正）第15条の10に基づき大規模氾濫減災対策協議会とする。

### （目的）

- 第2条 本協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月台風10号等により甚大な被害が発生したことを踏まえ、県、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、平鹿地域及び平鹿から仙北管内に流下する県管理河川（別表1）において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

### （協議会の構成）

- 第3条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 2 また、別表3にある機関をアドバイザーに置く。
  - 3 協議会には座長を置くものとし、秋田県平鹿地域振興局長がその職務を行う。
  - 4 座長に事故があるときは、秋田県平鹿地域振興局建設部長が、その職務を代理する。
  - 5 座長及び座長の職務を代理する者に事故があるときは、出席委員のうちから互選された者が、その職務を代理する。
  - 6 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
  - 7 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

### （幹事会の構成）

- 第4条 協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表4の職にある者をもって構成する。
  - 3 また、別表3のアドバイザーの出席を求めることができる。
  - 4 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
  - 5 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
  - 6 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表4の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、協議会開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 協議会及び幹事会の事務局は、秋田県平鹿地域振興局建設部に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成29年6月26日から施行する。

平成30年3月14日改定

別表 1

対 象 河 川
横手川（仙北、平鹿管内）、その他平鹿地域における指定区間内の一級河川。

別表 2

平鹿地域県管理河川減災対策協議会 協議会委員

機 関 名	代 表 者
横手市	市 長
大仙市	市 長
美郷町	町 長
秋田地方気象台	台 長
秋田県平鹿地域振興局	局 長
秋田県平鹿地域振興局総務企画部	部 長
秋田県平鹿地域振興局建設部	部 長

別表 3

平鹿地域県管理河川減災対策協議会 アドバイザー

機 関 名
国土交通省東北地方整備局河川部
国土交通省東北地方整備局湯沢河川国道事務所
秋田県総務部総合防災課
秋田県建設部河川砂防課

別表 4

平鹿地域県管理河川減災対策協議会 幹事会委員

機 関 名	代 表 者
横手市総務部危機管理課	課 長
大仙市総務部総合防災課	課 長
美郷町住民生活課	課 長
秋田地方気象台	防災管理官
秋田県平鹿地域振興局総務企画部地域企画課	課 長
秋田県平鹿地域振興局建設部保全・環境課	課 長
秋田県仙北地域振興局建設部保全・環境課	課 長

※ アンダーライン 今回改定箇所